

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成19年
6月1日
(金曜日)

目次

告示

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示の一部改正(医務保険課).....一

保安林予定森林(森林整備課).....二

森林法の規定に基づく許可をすべき皆伐面積の限度(森林整備課).....三

小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間(水産振興課).....三

道路の区域の変更(道路整備課).....三

道路の供用の開始(道路整備課).....三

公告

契約の締結(情報企画課).....三

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....五

一般競争入札の実施(医務保険課).....六

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課).....七

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....八

肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課).....八

土地改良区役員の届出(農村整備課).....九

県営中山地区中山間地域総合整備事業変更計画書の縦覧(農村整備課).....九

契約の締結(二件)(技術管理課).....九

監査告示

外部監査人の補助者の氏名等.....一〇

雑報

平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験を実施する旨の通知.....一〇

山口県告示第二百八十四号

県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)の一部を次のように改正する。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関 成

二の表物品等の買入れ及び借入れの項中「リニアック」を「リニアック 血管造影診断システム」に改める。

山口県告示第二百八十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関 成

一 保安林予定森林の所在場所

美祢市豊田前町麻生上字岩ヶ迫三〇四、伊佐町伊佐字千把焚一八六六の三一から一八六六の三五まで、一八六六の三七から一八六六の四七まで、一八六六の五〇

美祢郡美東町大字大田字ヌタノ尾五二の七、大字絵堂字柳ヶ浴三三〇七から三三〇まで、字柳ヶ浴四三一一、三一一、字小倉山壹三一九の一、字イスカ台五二二の一、五二二の二六から五二二の一八まで、字笹目六八三、字大滝口六八四

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係る市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 保安林予定森林の所在場所

下松市大字河内字恋路一〇一の一(次の図に示す部分に限る。)、一〇三の二、字花ヶ迫二九七の一、二九七の二(次の図に示す部分に限る。)
 柳井市柳井字寺ヶ浴一〇〇、一一〇の一、五六四〇、五六四二の一、五六四五の一、五六四六、字金敷二四二五の一(次の図に示す部分に限る。)、字谷尻五七八の一、五七九三

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
 下松市大字河内字恋路一〇一の一・一〇三の二・字花ヶ迫二九七の一・二九七の二(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 柳井市柳井字寺ヶ浴一〇一の一・五六四〇・五六四五の一・字金敷二四二五の一(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百八十六号

平成十九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりで

ある。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関成

一 水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林

同一の単位とされる集団の区域	行政単位区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)
阿北地区	萩市(平成十七年三月五日における阿武郡田万川町、須佐町及び福栄村の区域に限る。阿武郡阿武町)	三・九〇	阿武郡阿武町	一七〇・八四
橋本地区	萩市(平成十七年三月五日における萩市並びに阿武郡上村、むつみ村及び旭村の区域に限る。阿武郡阿武町)	八七七・五五	阿武郡阿武町	二〇七・七一
大津地区	長門市	三三二・一一三	長門市	一三七・六二
豊浦地区	下関市	三三四・三五	下関市	一六五・〇一
厚東川・厚狭川	宇都部市 美祢市 山陽小野田市 美祢郡美東町及び秋芳町	六四四・九一	宇都部市 美祢市 山陽小野田市 美祢郡美東町及び秋芳町	二二〇・九二
榎野川	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)	二七九・一一二	山口市(平成十七年九月三十日における山口市並びに吉敷郡秋穂町、小郡町及び阿知須町の区域に限る。)	三三二・一一二
佐波川	波郡徳地町の区域に限る。)	七二〇・七二	波郡徳地町の区域に限る。)	三一六・九五
徳山地区	下松市 周南市(平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。)	四〇一・八四	下松市 周南市(平成十五年四月二十日における徳山市、新南陽市及び都濃郡鹿野町の区域に限る。)	一四九・七六
田布施川・島田川	光市 熊毛郡熊毛町の区域に限る。)	—	光市 熊毛郡熊毛町の区域に限る。)	六二・八一
由宇川・柳井川	岩国市(平成十八年三月十九日における岩国市並びに玖珂郡本郷村) 柳井市 玖珂郡玖珂町及び周東町の区域に限る。)	一四・三二	岩国市(平成十八年三月十九日における岩国市並びに玖珂郡本郷村) 柳井市 玖珂郡玖珂町及び周東町の区域に限る。)	一六二・五〇
錦川下流	美和町の区域に限る。)	四七五・三二	美和町の区域に限る。)	一一一・七三
大島地区	大島郡周防大島町	—	大島郡周防大島町	六・九八

二 魚つき保安林

同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)
同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)	同一の単位とされる集団の区域	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)

阿武町	四・三〇	宇部市	〇・一二	上関町	九・〇五	周防大 島町	一一・六一
萩市	二七・四〇	防府市	三・九〇	平生町	〇・七二		
長門市	一八・二八	下松市	三・二八	柳井市	二・〇八		
下関市	一一・六六	周南市	〇・五〇	岩国市	二・〇六		

三 保健保安林

山口県	一三四・七四	許可をすべき皆伐面積の限度(ヘクタール)
山口県		同一の単位とされる集団の区域

山口県告示第二百八十七号

山口県漁業調整規則(昭和四十二年山口県規則第十一号)第八条第二項(同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。)の規定により、小型機船底びき網漁業につき、漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関成

一 対象船舶

山口県漁業調整規則第四十三条の表四の項(三)に掲げる海域を操業区域とする船舶(漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十六条第二項に規定する小型機船底びき網漁業のうち、小型機船底びき網漁業取締規則(昭和二十七年農林省令第六号)第一条第一項第二号に規定する手繰第一種漁業に使用する船舶に限る。)

二 申請期間

平成十九年六月二十日から同年七月三日まで

山口県告示第二百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年六月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 新南陽津和野線
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
周南市大字大道理字澄ヶ本六六四の六地先から同市同大字字川上八三五の一地先まで	最狭 五〇・四	最狭 二九・〇〇	一九三・四	一九三・四	道路改良工事の完了による。

山口県告示第二百八十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年六月一日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
新南陽津和野線	周南市大字大道理字澄ヶ本六六四の六地先から同市同大字字川上八三五の一地先まで	平成十九年六月一日



(二六九) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子計算機システム賃借業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
三億九千七百三万千七百七十二円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
行財政情報サービス提供業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目一五番八号
- 六 契約金額
三千四百四十七万三千六百円
- 七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため

四

- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
やまぐち情報スーパーネットワーク運用・保守業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社NTT西日本中国 広島市中区基町六番七七号
- 六 契約金額
二億三千五百二十万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請・届出システム及び総合文書管理システム用機器等保守業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

- 八 富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎二丁目一番二号
契約金額
五千七百八十四万九千七百五十円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請・届出システム及び総合文書管理システム用パッケージソフト等保守業務
一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎二丁目一番二号
- 六 契約金額
四千八百四十八万四千八百円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
地域振興部情報企画課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子申請・届出システム、総合文書管理システム及び職員認証基盤システム二次運

- 用管理業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
富士電機システムズ株式会社 東京都品川区大崎二丁目一番二号
- 六 契約金額
五千四十万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- (二七〇) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。
同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年七月九日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県柳井県民局において公衆の縦覧に供します。
平成十九年六月一日
山口県知事 二井 関成
- 一 申請のあった年月日
平成十九年五月八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 松久会
代 表 者 の 氏 名 大下 博
主たる事務所の所在地 柳井市柳井四九二四番地一〇
- 三 定款に記載された目的
障害者が地域社会で自立して生活することを支援するために、障害があることを理由に就労の機会がない障害者に対して、就労及び生産活動の機会を提供し、並びに障

害者の能力に合わせた就労指導及び訓練その他自立支援に関する事業を行い、もって地域社会の福祉の増進を図るとともに、広く公益に貢献すること。

(二七二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

リニアック及び血管造影診断システム 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成二十年三月十四日

(四) 納入場所

山口県立総合医療センター

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、医療機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ

及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター事務局経理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県立総合医療センター事務局経理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県立総合医療センター事務局経理課

(三) 受領期限

平成十九年七月十二日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年七月十三日午後二時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

防府市大字大崎七七番地 山口県立総合医療センター二階大会議室

(二) 日時

平成十九年七月十三日午後二時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

- (一) 山口県立総合医療センター院長 児玉 隆浩
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否
要
- (四) 契約保証金
免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県立総合医療センター事務局経理課(電話〇八三五―二一四四―)に問い合わせること。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Yamaguchi Grand Medical Center
- (2) Nature and quantity of the products to be purchased: One set of Linear Accelerator and Angiography System
- (3) Delivery period: March 14, 2008
- (4) Delivery place: Yamaguchi Grand Medical Center
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for inquiry: Accounting Division, Yamaguchi Grand Medical Center Secretariat, TEL: 0835-22-4411
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. July 12, 2007
(In case of bringing a tender: 2:00 P.M. July 13, 2007)

(二七二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年六月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイキョー下関
所在地 下関市東大和町二丁目二番二二号

- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 ダイキ株式会社
住所 愛媛県松山市美沢一丁目九番一号
代表者の氏名 佐藤 一郎
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗にマックスバリュ西日本株式会社	マックスバリュ西日本株式会社
大規模小売店舗において小売業者を行う者の住所	"	兵庫県姫路市北条口四丁目四
大規模小売店舗において小売業者を行う者の代表者の氏名	"	藤本 昭

四 届出年月日

平成十九年五月二十一日

五 変更年月日

平成十九年七月一日

(二七三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成十九年六月一日から同年十月一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 デオデオ下松店・アルク下松店
所在地 下松市大字西豊井一五五七
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 株式会社丸久
住所 防府市大字江泊一九三六
株式会社デオデオ
広島市中区紙屋町二丁目一番一八号
代表者の氏名 友則 和寿

(二七九) 契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
土木事業管理システム改修及びデータ抽出業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月一日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
- 六 契約金額
四千八百八十七万五百五十円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 二井 関成
- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
土木建築部技術管理課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
電子入札システム改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成十九年四月十六日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号

六 契約金額

三千百八十三万二千八百五十円

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当するため

八 契約担当者

山口県知事 二井 関成



山口県監査委員告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成十九年六月一日

山口県監査委員

氏 名	住 所	期 間
水谷 芳昭	下松市旗岡五丁目六番二七号	平成十九年六月一日から平成二十年三月三十一日まで
小田 正幸	周南市代々木通二丁目二二	"
田中 博之	下関市形山みどり町六番六号	"
古林 照己	下松市北斗町三番一―一〇三号	"
正鬼晋太郎	岩国市麻里布町四丁目一―番一七―六〇四号	"
中田 麻美	熊毛郡田布施町大字下田布施六五〇の九	"



平成十九年度宅地建物取引主任者資格試験を実施する旨の通知

財団法人不動産適正取引推進機構理事長から、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律

第百七十六号。以下「法」という。)第十六条第一項に規定する宅地建物取引主任者資格試験を次のとおり実施する旨の通知がありました。

平成十九年六月一日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成十九年十月二十一日(日曜日)午後一時(法第十六条第三項の規定により試験の一部が免除される者にあつては、午後一時十分)から午後三時まで

二 試験の場所

受験申込書の受付の際に指定する。

三 受験資格

年齢、性別、職歴、学歴等特別の制限はない。

四 受験申込書の提出方法

受験申込書は、郵便(簡易書留又は配達記録郵便によるものに限る。)により、山口市小郡黄金町五番一六号社団法人山口県宅地建物取引業協会本部に提出すること。

五 受験申込書の受付期間

平成十九年七月二日(月曜日)から同月三十一日(火曜日)まで(同日までの消印があるものに限る。)

六 インターネットを利用する方法による受験の申込み

(一) インターネットを利用する方法により受験の申込みをすることができる。

(二) 受験の申込みの受付期間及び受付時間

平成十九年七月二日(月曜日)午前九時三十分から同月十七日(火曜日)午後九時五十九分まで

七 受験手数料

七千円

八 その他

(一) 試験案内及び受験申込書の配布は、平成十九年七月二日(月曜日)から同月三十一日(火曜日)までの間に山口県土木建築部住宅課及び各土木事務所並びに社団法人山口県宅地建物取引業協会本部及び各支部において行う。

(二) この試験についての問合せは、社団法人山口県宅地建物取引業協会(電話〇八三―九七三―七一一)にすること。

平成十九年六月一日
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）